

2023年 8月 1日

パートナー様各位

株式会社 セゾン情報システムズ  
ビジネスプロセスマネジメント部

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号と施行日を跨ぐお取引について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

・ 適格請求書発行事業者登録番号 T 7 0 1 3 3 0 1 0 0 5 8 8 2

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認ください。

なお、弊社は令和5年2月度発行分よりインボイス制度に対応した請求書（適格請求書）をお送りしております。令和5年1月度以前に発行済の区分請求書で、令和5年10月1日以降への期間を跨ぐ取引があり、役務提供に応じて費用計上を行っている場合は、上記事業者番号と発行済区分請求書を合わせて保管いただき仕入税額控除へのご対応をお願いいたします。発行済区分請求書におきましても税計算は総額消費税となっております。（消費税率10%）

貴社のご事情によりインボイス（適格請求書）が必要となる場合等、ご要望、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

インボイスに関する問い合わせ先  
担当部門：ビジネスプロセスマネジメント部  
メールアドレス：Receipt\_BP@sis2.saison.co.jp